

# 社会福祉法人村の木清福会 保護者会会則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (総則)

本会は、社会福祉法人村の木清福会保護者会(以下、保護者会という) と称する

### 第 2 条 (目的)

保護者会の目的は、社会福祉法人村の木清福会の育成及び活動の活性化を図り、会員の親睦を図るものとする

## 第 2 章 会 員

### 第 3 条 (会員)

保護者会の会員は、社会福祉法人村の木清福会の保護者をもって構成する

### 第 4 条 (入会義務)

社会福祉法人村の木清福会在園児の保護者は、自動的に保護者会に入会しなければならない

### 第 5 条 (会費)

保護者会の会員は、所定の会費を納入するものとする。なお、金額については前期・後期の 2 回と定める。

前期 4 月～9 月在園 2,000 円

後期 10 月～3 月在園 2,000 円

※前期及び後期の途中に入園した場合は、その期間の保護者会費は全額納入とする

## 第 3 章 事 業

### 第 6 条 (事業内容)

保護者会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う

- ① 保育園の園目標に従い、健全な精神育成のための援助
- ② 保育園が行う行事等に対する援助
- ③ 園児の情緒発達の為の援助
- ④ その他第 2 条に定める目標達成のために必要な事業

## 第 4 章 役 員

### 第 7 条 (役員)

次の通りの役員を各園それぞれに置くこととし、選出人物が各学年から均等にされるように配慮をする

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長 1 名
- ③ 会計 1 名
- ④ 一般役員 若干名

### 第 8 条 (役員の仕事)

- ① 会長は、保護者会を代表し、その業務を総理する

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその業務を代行する
- ③ 会計は、保護者会の会計を掌理する
- ④ 一般役員は第 6 条に定める事業を遂行する為に会長、副会長と協力して励行する

## 第 9 条 (役員任期)

保護者会役員任期は 1 年間とし、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日を以て終わる

## 第 5 章 慶 弔 金

### 第 10 条 (慶事)

社会福祉法人村の木清福会職員に慶事があつたときには、祝電等で慶意を表す

### 第 11 条 (弔事)

- ① 会員、園児及び、職員に不幸があつた時には、弔電等で弔意を表す
- ② 会員、園児及び、職員が死亡の時には、香典 3, 0 0 0 円を送る
- ③ 園児が病氣等で一か月以上にわたる入院の時には、見舞金 3, 0 0 0 円を送る

### 第 12 条 (災害)

会員が火災、風水害等で住居等に甚大な損害(自己、家族等の過失によらない)を受けた時は、役員で協議した上で見舞金もしくは見舞品を送る。

### 第 13 条 (お礼)

第 10 条、第 11 条、第 12 条に適應した会員は一切お返しはしないものとする

## 第 6 章 会 計

### 第 14 条 (事業年度)

- ① 保護者会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとし、各園毎での出納業務を実施する
- ② 金融機関との取引  
口座名義はけいなん保育園保護者会とし、口座の代表者を会計担当とする  
会の住所はけいなん保育園に置く (多治見市十九田町 2 丁目 79)  
設立年月日 平成 30 年 4 月 1 日

### 第 15 条 (事業費)

保護者会の経費は、会費を充て、予算を立てた上で下記のものに使う

- ① 各種行事のプレゼント
- ② 進級、卒園祝い品
- ③ 人形劇等子どもの情緒を育てる事業
- ④ 役員会議中の一時預かり料(社会福祉法人村の木清福会に限る)の 2 分の 1
- ⑤ 役員会で承認が得られた事項
- ⑥ 役員活動費 (会費合計の 2%以内)

## 附 則

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する